

《第2回人権ネット総会のお知らせ》

昨年(1996年)の7月20日に大阪人権博物館で開催された「人権ネット」発足会からもう1年が経過します。各機関のこの1年はいかがでしたでしょうか。「人権ネット」では、加盟団体の交流と親睦を深めるために、《第2回人権ネット総会》を計画しました。開催要綱は以下の通りです。各機関の積極的な参加をお願いします。

1. 日時 1997年7月4日(金) 5日(土)
2. 会場 福山市人権平和資料館
(福山市丸之内1丁目1番1号 0849-24-6789)
3. 日程 第1日
13:30 ①開会
②代表あいさつ
③自己紹介
④経過報告
⑤活動報告
ア. 三重県人権センター
イ. 福岡県人権啓発情報センター
ウ. 碓井町立碓井平和祈念館
エ. その他
⑥問題提起「資料について」
ア. 福山市人権平和資料館
イ. 「(仮称) 水平社歴史館」建設推進委員会
17:30 ⑦討論
⑧閉会
第2日
9:00 ①見学
ア. 福山市人権平和資料館
イ. 広島県立歴史博物館
12:00 ②解散

- ☆正式の案内は別便にて届きます。
- ☆この1年間の活動(特別展示・催し等)が分かる資料等があれば、30部持参して下さい。
- ☆7月4日の宿泊については、参加者が各自で予約して下さい。正式案内に宿泊所一覧が同封されています。
- ☆第1日目、7月4日閉会の後、懇親会(会費制)を持ちます。案内に同封の返信用にて出欠をお教え下さい。

※連絡先：福山市人権平和資料館 井上孝
(福山市丸之内1丁目1番1号 Tel.0849-24-6789)

新規加盟団体・機関の紹介

(①設立母体 ②設立年月日 ③所在地 ④電話 ⑤FAX ⑥主な活動 ⑦職員数)

福岡県人権啓発情報センター

- ①財団法人 ②1996年5月28日 ③〒816 福岡県春日市原町3丁目1番7号クローバープラザ7階 ④092-584-1270 ⑤092-584-1273 ⑥同和問題をはじめとする人権問題に関する資料、情報の収集及び提供を行うとともに、人権啓発活動を推進することにより県民の人権意識の高揚を図り、差別のない社会の確立に寄与することを目的としています ⑦9人

堺市立平和と人権資料館

①堺市 ②1988年7月1日 ③〒593 堺市深井清水町1426 堺市教育文化センター内
④0722-70-8150 ⑤0722-70-8159 ⑥平和と人権に関する資料の調査・研究、収集・保存を行い、平和・人権・環境問題をパネル展示と視聴覚機器をとおして、広く市民等に平和と人権の大切さを訴えることを目的としています。 ⑦6人

碓井町立碓井平和祈念館

①碓井町 ②1996年5月3日 ③〒820-05 福岡県嘉穂郡碓井町大字上臼井767番地 碓井町立碓井琴平文化館内 ④0948-62-5173 ⑤0948-62-5171 ⑥戦争・人権に関する資料、約五千点を収蔵し、「人権の重んじられる社会に平和は存在し、人権の軽んじられる社会には、平和は存在しない」という基本姿勢を大切に戦争と人権について多角的に研究、啓発を行う施設です。実物資料や映像資料によって、町民をはじめ、地域の人々に広く学習の機会を提供し、併せて情報提供サービスの実施など平和活動の礎を築き、継続的な活動を展開しています。 ⑦6人（ただし、美術館・郷土館兼務）

平取町立二風谷アイヌ文化博物館

①平取町 ②1992年4月25日 ③〒055-01 北海道沙流郡平取町二風谷55番地
④⑤01457-2-2892 ⑥アイヌの伝統文化を現代に受け継ぐとともに新たな創造に結びつけること、ならびにアイヌ民族の歴史と現状についての正しい理解を普及することを目的として設立・運営されています。約3,000点を数える生活資料（アイヌ民具）や多数の図書・視聴覚資料を所蔵。復元家屋（チセ＝家）・樹木標本園などの屋外展示も整備を進めています。特別展やシンポジウム、講演会も実施しながら民族文化の振興と交流の促進をはかっています。 ⑦7人

平和人権子どもセンター

①私設（会員制） ②1997年3月8日 ③〒590 堺市向陵西町1丁目9-3 ④0722-29-4736 ⑤0722-27-1453 ⑥平和人権の草の根活動と連帯して、平和人権子どもに関する調査研究と教材化・パネル化などのための資料収集を行い、機関紙などでの情報提供や図書資料・パネルなどの展示及び貸し出しを通して平和人権啓発を図る。 ⑦1人

水俣病歴史考証館

①財団法人・水俣病センター相思社 ②1988年9月25日 ③〒867 熊本県水俣市袋34番地
④0966-63-5800 ⑤0966-63-5808 ⑥水俣病事件の経緯を展示するとともに、事件の歴史から様々な教訓を得るため、資料の収集及び整理・保存を行う。九州各県からの小中学生及び教員の来館を主に、年間3,500人程度の来館者がある。水俣市立水俣病資料館と共同して、年に一回の共同企画展を行う。保存資料のデータベース化に取り組み始めている。 ⑦8人

加盟団体・機関

(①所在地 ②電話)

三重県人権センター

①〒514-01 津市一身田大古曾字雁田693番地の1 ②0592-33-5501

青丘文化ホール

①〒543 大阪市天王寺区寺田町2-8-28 ②06-779-5751

福山市人権平和資料館

①〒720 福山市丸之内1-1-1 ②0849-24-6789

ジミー・カーターシビックセンター

①〒729-41 広島県甲奴郡甲奴町大字本郷940 ②084767-3535

たかみや人権会館

①〒739-18 広島県高田郡高宮町佐々部983-13 ②0826-57-0311

三次市平和人権センター

① 〒 728 三次市十日市西 6 丁目 10 番 45 号 ② 0824-64-0066

徳島県立博物館

① 〒 770 徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園内 ② 0886-68-3636

福岡部落史研究会

① 〒 812 福岡市博多区千代 1 丁目 2 - 5 福岡県千代仮庁舎北棟 ② 092-643-0886

崇仁地区の文化遺産を守る会

① 〒 600 京都市下京区下之町 6-3 崇仁隣保館内 ② 075-371-7242

丹波マンガン記念館

① 〒 601-05 京都府北桑田郡京北町大字下中西大谷 45 番地 ② 0771-54-0046

ツラッティ千本（京都市楽只隣保館資料室）

① 〒 603 京都市北区紫野花ノ坊町 23-1 ② 075-493-4539

奈良県立同和問題関係史料センター

① 〒 630 奈良市大安寺 1 丁目 23 番 1 号 ② 0742-64-1488

「(仮称) 水平社歴史館」建設推進委員会

① 〒 639-22 御所市柏原 235 柏原解放センター内 ② 07456-5-2210

堺市立舩松歴史資料館

① 〒 590 堺市協和町 2 丁目 61 堺市立解放会館内 ② 0722-45-2525

大阪人権博物館

① 〒 556 大阪市浪速区浪速西 3-6-36 ② 06-561-8195

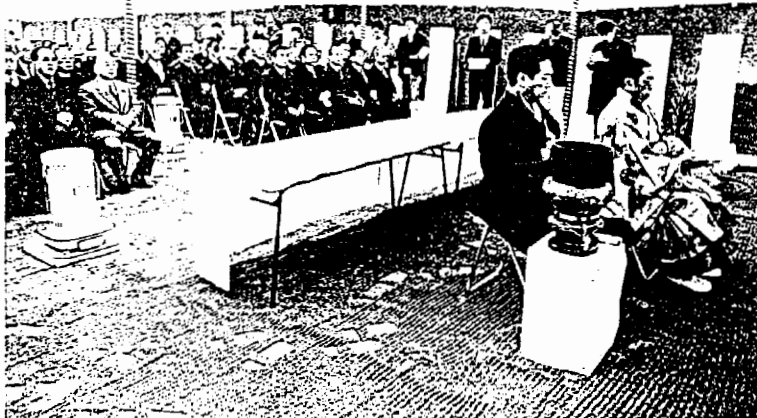
『水平社歴史館』起工式を挙げる

記念すべき日に 熱き想いを込めて

1997年3月3日、これまで「水平社歴史館」建設推進に尽力、御協力いただいた多くの皆様の熱き想いを込め、工事の無事を祈願し起工式を挙りました。

75年前の同じ日、岡崎公会堂で「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに人間の尊厳と平等をうたいあげて、全国水平社は創立されました。75年という月日は、創立者であった西光万吉さん、阪本清一郎さん、駒井喜作さん、米田富さんらを歴史上の人物にしてしまいました。御所市柏原の使命は先輩方の残した足跡を風化させることなく、その功績をたたえとともに、“よき日”をめざした闘いの歴史と情熱を蘇らせ、後世に伝えることです。その重責を担うべく「水平社歴史館」は第一歩を踏み出したわけです。

起工式は御所市柏原の建設予定地において仏式で行い、来賓の岩本正雄奈良県副知事、前川正御所市長、組坂繁之部落解放同盟中央本部書記長をはじめ、県内の同盟員、県・御所市などの行政関係者、教育、宗教、企業、労働の各機関・団体から180人の方に参列していただきました。式は西光寺の清原草宣住職による読経の中、各界の代表が工事の安全と「水平社歴史館」



の早期完成を祈願し献花をしました。

つづいて主催者を代表して川口正志会長（部落解放中央本部副委員長）が水平社歴史館の建設にむけた全国からの支援に感謝の意を表した上で「あらゆる差別をなくすために団結した心をさらに大きくしたいという気持ちから、水平社歴史館を建てようという声があがった。先輩たちの闘いを受け継ぎ、その遺志偉業をあらためて世の中に示し、人権のふるさとである御所市柏原から人権文化をもっと豊かにすばらしいものにしていきたい」と抱負を述べました。

来賓の岩本副知事、前川市長のあいさつの後、組坂書記長は「本来、本部がやるべきもの、歴史館建設という志の高い取り組みに敬意を表するとともに、人権擁護施策推進法が施行され審議会ができる年に、水平社歴史館が着工の運びとなったことは大変意義深い」とあいさつされ、最後に、河合周次奈良県部落解放企業連合会理事長の発声で乾杯し閉式しました。

水平社歴史館は来年5月10日（奈良県水平社創立記念日）オープンの予定です。開館後は水平社発祥の地・御所市柏原を人権のふるさとと位置づけるシンボルとなり、あらゆる差別撤廃に向けた人権情報発信基地としての役割を果たす博物館になることが期待されます。

人権資料・展示全国ネットワーク運営要綱

（設 立）

第一条 人権資料・展示全国ネットワーク（以下、「人権ネット」という）を設立する。

（目 的）

第二条 「人権ネット」は、各機関の相互交流と親睦をはかり、人権確立のための研究、教育、啓発に寄与することを目的とする。

（活 動）

第三条 「人権ネット」において前条の目的を達成するために、各機関の自主性を尊重しながら次の活動をおこなう。

交流会の開催
ニュースの発行
情報の交換
展示など共同事業の実施
その他、必要な活動

（会 員）

第四条 「人権ネット」は、第二条の目的に賛同する、人権に関する資料を収集保管、調査研究または展示公開をおこなう博物館、資料館、記念館、人権センター、研究所などをもって会員とし、個人はオブザーバーとする。

（代 表）

第五条 「人権ネット」に代表をおき、代表は会員の互選により定める。

（会 議）

第六条 会議は代表が招集する。

（事 務）

第七条 「人権ネット」には、若干名の事務局員と事務局をおく。

（その他）

第八条 この要綱に定めるもののほか、「人権ネット」の運営に関し必要なことは、協議のうえ代表が定める。

付 則

この要綱は、1996年7月20日から実施する。